

事務連絡
令和7年3月18日

宮崎県医師会長 様

九州厚生局宮崎事務所長

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いの周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和6年度診療報酬改定において、令和7年3月31日で経過措置の期限が到来する施設基準が設けられていたところです。

当該施設基準の取扱いについては、令和7年3月7日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添1）により、届出が必要とされた施設基準にあつては、令和7年4月4日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月1日に遡って算定することができることとされました。

当局においては、経過措置を設けた施設基準の取扱いについて、当局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>]にてお知らせすることとしておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いの会員各位への周知についてご配慮いただければ幸いです。

なお、当局公式ホームページにて関係通知及び届出様式等を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

記

【取扱いの概要】

1 医療DX関係について

(1) 経過措置に係る要件（電子処方箋を導入している）を満たしている場合

届出する施設基準の表紙（基本診療料は別添7、特掲診療料は別添2）及び当該経過措置項目に係る様式の提出が必要となります。（詳細は別添1の別紙をご参照ください。）

・医療DX推進体制整備加算

4月1日以降、加算1～3を算定することとなります（届出直しが必要）。

※小児科特例の要件を適用する場合は加算3（電子処方箋導入時）又は加算6（電子処方箋未導入時）を算定することとなります。

・在宅医療DX情報活用加算

4月1日以降、加算1を算定することとなります（届出直しが必要）。

(2) 経過措置に係る要件を満たさない（電子処方箋を導入していない）場合

・医療DX推進体制整備加算

4月1日以降、加算4～6を算定することとなります（届出直しは不要）。

・在宅医療DX情報活用加算

4月1日以降、加算2を算定することとなります（届出直しは不要）。

【裏面に続く】

- 2 総合入院体制加算、急性期充実体制加算及び救命救急入院料について
「救急時医療情報閲覧機能を有していること」の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとされています。なお、4月1日以降の算定にあたっての届出直しは不要です。

- 3 その他
「医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和7年2月28日付け事務連絡)もご参照ください。